

## 被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か

—— McCoy v. Louisiana, 584 U.S. -, 138 S. Ct. 1500 (2018)

君塚 正臣

### 【事実の概要】

Robert Leroy McCoy は、2008年5月5日にルイジアナ州ボージャー市で元妻の母、継父、息子（「母」の孫<sup>1)</sup>の3人を射殺したとして、同月9日にアイダホ州で逮捕され、ルイジアナ州に身柄を引き渡された。McCoyには、公選弁護人の事務所から弁護人が任命された。大陪審は第一級謀殺の3罪でMcCoyを起訴した。検察は、7月1日に死刑を求刑する意思を通知している。

ところが、McCoyは、6月17日になって、自分は事件当時、州外にいたのであり、腐敗した警察が薬物取引の失敗で息子ら家族を殺したものだとして無罪を主張した。弁護側の要請により被告は精神鑑定に付されたが、精神状態を審理する委員会は11月14日に、訴訟能力があると結論付けた。McCoyは、2009年12月と2010年1月に、「公選弁護人との関係が、取り返しがつかないほど壊れた」と法廷に話し、両親が新しい弁護人を雇うまで自分自身で裁判をすることを法廷に告げ、その許可を得た。

2010年3月1日、McCoyの両親によりラリー・イングリッシュが新たに弁護人として雇われることとなり、3月3日出廷した<sup>2)</sup>。イングリッシュは、

証拠が圧倒的で死刑回避は困難と結論付けた。このため、裁判の始まる 3 週間前に、三重殺人を認めるべしと告げたところ、McCoy は完全にそれに反対し、激怒した。そして、2011 年 7 月 26 日の聴聞でも、McCoy は「イングリッシュを交代させたい」と語ったが、同月 28 日に州裁判所は交代を拒否した。イングリッシュは、最終弁論でも検察の証拠を受け入れるしかない旨を述べたため、McCoy は抗議し、無実を主張、イングリッシュが「自分を売り払っていた」とも法廷で述べ、理解困難なアリバイを強弁した。8 月 4 日に陪審は第一級謀殺で有罪の評決を下し、イングリッシュは、「深刻な精神的で感情的な問題」を考慮した酌量を求めたが、翌日、死刑の結論に至った<sup>3)</sup>。

McCoy は、イングリッシュによる弁護は修正 6 条の権利を侵害したものだとして新たな裁判を要求したが、失敗した。2016 年 10 月 19 日には州最高裁も、起訴事実の認容に被告が反対していても、弁護人は有罪を認める権限があったなどとして、上訴を棄却した。連邦最高裁は事件記録移送命令を出した<sup>4)</sup>。

[判 旨] 6 対 3 で差戻し。

### <ギンズバーグ法廷意見>

ロバーツ、ケネディ、ブレイヤー、ソトマヨール、ケイガンが同調。

— 「弁護人によって説明を受けた被告が同意も反対もしないとき」、憲法は、裁判で死刑を宣告された被告の有罪を認めることを被告側弁護人が妨げられるかどうかについて、本法廷は熟考してきた<sup>5)</sup>。しかし、先例である事件では、被告側弁護人は譲歩戦略を被告に何度か説明したが、被告の感度は鈍かった<sup>6)</sup>。対照的に、我々の前に現在ある事案においては、被告は、起訴された行為を受け入れることなく、断固として、有罪のどんな承認に対しても抗議すると騒々しく主張している。「自らの防御のために弁護人の援助を受ける」ことを被告に権利として保障すると、修正 6 条は要求する<sup>7)</sup>。個々の自由——と、死刑事件では生命——が問題になっているとき、彼の防御の目標に決めることは被告

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反かの特権であって、弁護人のそれでない。

二 (1) コモン・ローにおいて、自己弁護は規範であった<sup>8)</sup>。イングランドとアメリカの植民地の法律が発達してきたように、自己弁護は一般的にでき、そして、弁護人なしで裁判を進行する権利は認められる<sup>9)</sup>。「防御する権利は個人的なものであり」、そして、「『法律の血液であるところの個人に対する尊厳』を守る権利」を行使する中で被告を選んだものである。修正6条によれば、「どんなに専門家であっても弁護人が『援助』について話すのは、援助に留まる」<sup>10)</sup>。裁判のマネージメントは、弁護士の領域である。弁護人は、「いかなる議論を進めるのか、どんな証拠に基づいた異議申立てをするのか、そして、証拠の容認についてどんな取決めをするか」の判断をすることにより、彼又は彼女に助力を与える<sup>11)</sup>。だが、いくつかの判断は依頼人に留保される——特に、有罪だと認めるかどうか、陪審裁判に対する権利を放棄するか、自らのために証言するか、上訴を控えるかがそうである<sup>12)</sup>。弁護の目標が、無実を主張することかを決定する自律性は、この後者の範疇に含まれる。

弁護人は、死刑を避けるのに最適であるような有罪の承認を合理的に決定することができる。しかし、依頼人はその目標を分有することはできない。彼は、家族の殺害を受け容れれば浴びる非難を避けることができなくなるのだ。言い換えると、彼は生きる価値がない刑務所で命永らえることよりも、どんなに小さくても、免責の望みのために死の危険を覚悟することを選好することができるのである<sup>13)</sup>。依頼人が、「自己の防御」の目標が起訴された刑事上の行為に関して無実を主張することだとはっきりと主張するとき、彼の弁護人は、その目標に従わなければならない、有罪を認めてしまうことによって、その線を越えることはできない<sup>14)</sup>。この事案で、法廷は、McCoy が裁判を遂行する能力があると決した、即ち、McCoy は「合理的な理解の合理的な程度を持って彼の弁護人と相談する十分な現在の能力」を持っていたとした<sup>15)</sup>。もしも、抗弁の取扱いに関してイングリッシュと協議した後で、3人の殺害に関わったことを McCoy が認めるというイングリッシュの提案に McCoy が不賛成だったの

なら、McCoy の異議を越える道は、イングリッシュには開いていない。

(2) Florida v. Nixon はそれとは反対ではない。Nixon の弁護人は彼の望ましい防御目標を越えることによって Nixon の自律性を否定しなかった、なぜなら、Nixon はそのような目標を決して明言しなかったからだ。Nixon は、裁判戦略に関する議論の間、「一般に感度が鈍かった」し、弁護人が提唱したアプローチに対し「決して口頭で承認したり抗議したりしなかった」<sup>16)</sup>。Nixon は、裁判の後でだけ、有罪の承認について不満を言った<sup>17)</sup>。対照的に McCoy は、裁判の前と間に、彼の弁護人との面談でも、公法廷でも、あらゆる機会で、自分を有罪とするイングリッシュの断定に反対した。無実を主張する依頼人の意思が明らかな記述で示されているなら、弁護人は反対の方向に船を操縦することはできない<sup>18)</sup>。本件事案は、被告が偽証をするつもりであると弁護士に話した Nix の事案<sup>19)</sup>とも似ていない。そのような公然たる偽証は本件になかった。有罪を認めるイングリッシュの明らかな動機は、偽証を偽誓させることを避けることではなく、陪審に対する信憑性を創造し、死刑より軽い刑を得ようとするのであった。

反対意見は、イングリッシュと McCoy の対立を、「珍しくて」「繰り返されそうにない」と言う。しかし、ルイジアナ州最高裁は、過去 20 年でこの争点を扱った他の 3 つの州最高裁<sup>20)</sup>と別の方法を使った。これらは、被告の犯罪行為に関する委員会の承認、精神的能力の減退、精神病、又は前もっての計画の欠如という抗弁などである。起訴された罪の要素を認めるべきかどうかについての戦略的な争いでなかった。これに対して、McCoy にとってその目的は、「私は家族を殺さなかった」と主張し続けることであった。

三 弁護人の能力ではなく、依頼人の自律性が問題になっているので、我々は、McCoy の要求に対して、弁護人が無効な援助した我々の先例<sup>21)</sup>を適用することはできない。被告の修正 6 条で保障された権利である自律性の侵害は、我々の結論が「構造的である」と評した種類の誤審に位置する。即ち、それが存在するとき、そのような誤りは「悪意のない誤り」の審査 (harmless-error

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か review) を受けない<sup>22)</sup>。少なくとも最初の2つの理論的根拠の下で、依頼人の明白な異議に拘らずなされた依頼人の有罪についての弁護人の容認は、同じく構造的な誤りである。そのような容認は、被告自身の防御について基本的な選択をする権利を妨げる。そして、陪審がほぼ間違いなく彼の依頼人の弁護士の有罪承認によって動かされるので、容認の効果は計り知れない。従って、McCoy は、最初に偏見を示すいかなる要求もない、新しい裁判が与えられなければならない。彼が、イングリッシュの提唱された戦略に精力的に反対することを法廷と弁護人にそれを伝えた以上、有罪の承認という選択肢は机上から外さなければならなかった。

ルイジアナ州最高裁判所の判断は覆され、そして、事件は本意見と矛盾しない更なる訴訟のために差し戻される。

### <アリトー反対意見>

トーマス、ゴーサッチが同調。

憲法は、実在する事件と論争を決するために、我々に権限を与える。我々は、より我々の仕事を簡単にするか、望ましい結果を成し遂げるため、ケースの事実を単純化したりさもなければ変えたりする権利を持っていない。しかし、それは、まさに法廷意見がこの事件でしていることである。イングリッシュは、依頼人が第一級謀殺で有罪であると認めなかった。だが、依頼人が3人を撃って殺したという圧倒的証拠に直面した弁護人は、依頼人がその罪の一つの要素を犯した、即ち、彼が被害者を殺したということを受け入れた。しかし、弁護人は、有罪とされるのに要求される犯意を欠いていたので、申立人が第一級謀殺で有罪でないことについて、精力的に議論したのである。

— 実際の事案は、はるかに複雑である。実際、イングリッシュが申立人の裁判の冒頭で直面する実在する状況は、繰り返されそうにない因子の異常な集合の結果であった。ルイジアナ州最高裁が適切に示したように、彼の依頼人についての証拠は本当に「圧倒的だった」<sup>23)</sup>。殺人事件の夜に、McCoy の義母

は 911 番通報をしたが、そこで叫んでいるのは McCoy の名前であった<sup>24)</sup>。一瞬後に、発砲が聞こえ、そして、911 番通話は切れた。警官は、McCoy の車で逃げている McCoy に似た男性を見た<sup>25)</sup>。車は乗り捨てられたが、そこには 911 番通報に使われた McCoy の義母のコードレス電話と、被害者を殺すのに用いた弾薬と同じタイプのものレシートがあった<sup>26)</sup>。アイダホ州でヒッチハイクしている間に、McCoy は逮捕され、彼の所持品の中に発見された装填された銃が被害者を撃つのに用いられたとして特定された。これらに加えて、証人は、依頼人が、銃撃のすぐ前に、弾丸を購入するため、金を借りたいと頼んだことと、監視画像が、殺害の日に弾薬を購入している依頼人を示していることを宣誓証言した。依頼人の友人の 2 人は、彼が少なくとも 1 人を殺したことを認めたと証言した。このような証拠にも拘らず、しかも裁判を受ける能力があると認められ、精神障害の理由で罪を認めることを拒否した依頼人は、被害者を殺していないと主張したのである。被害者は地元警察によって殺され、自分は州と連邦当局によりルイジアナからアイダホまで手を伸ばされ、遠大な陰謀に嵌められたのだ、と主張した。依頼人は、自分の弁護士と公判裁判官さえ計画に加わっていたかと思っていた。こんな中で、イングリッシュは、その唯一の実行可能な戦略は、殺害を受け入れて、死刑を避けるのを試みることに集中することだと、裁判前、依頼人と「約 8 ヶ月」話していた<sup>27)</sup>。依頼人は、イングリッシュを解雇することができたし、彼と共謀の弁護を進める気持ちがある新しい弁護人を求めることができたのである。修正 6 条の下、それは彼の権利である。しかし、依頼人は、「イングリッシュさんを信頼している」と「いくつかの異なる時点でも」述べていた。しかし、裁判の前の週末に依頼人は変心した。そして、依頼人は代替弁護人を確保したと述べたが、この新しい弁護人の名前を提示することができず、新しい弁護士は決して現れなかった。そこで法廷はこれらの要求を拒否して、自分自身の代理をするという彼の土壇場の要請を否定した。McCoy とイングリッシュが互いに動けない中、McCoy は、そのでたらめな話を語るために自分の権利を利用したのである。

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か

こういった状況下でイングリッシュは何をするべきか。ルイジアナ州最高裁は、イングリッシュが、州の倫理的ルールに違反することなく、依頼人の望む防御をすることができなかつたと判決した<sup>28)</sup>が、本法廷意見は、この州法の問題に関して、州裁判所の判断を事実上覆したのである。たとえ法廷意見がこの倫理問題に関して正しいと仮定したとしても、依頼人が共謀的弁護を開始した結果はほぼ間違いなく惨憺たるものだったろう。無罪判決を得る可能性がなかつたし、そして、陪審の目から見て、イングリッシュの信憑性をひどく傷付けていた。彼は、依頼人の突飛な防御を裏付けるためにいかなる肯定的なステップを踏むことを義務付けられておらず、依頼人が被害者を撃ったことを認める代わりに、その要素を全く無視しなければならなかつた。第一級謀殺に必要な犯意はない、というのと、確かに依頼人は被害者を殺したが第一級謀殺に必要な犯意はなかつた、というの間には実際上ごく僅かな違いしかない。法廷意見がこの議論を拒絶し、その代わりに、本事案で実際に存在しない論点の方を向くのは、道理ではない。

二 法廷意見が今は発見した憲法上の権利——刑事上の被告が、その弁護人は、全ての起訴された罪に関して有罪か否かを争えと主張すると権利——は、10年に一度花を咲かす珍しい植物のようである。今日出廷をすれば、その権利は、この先長く新たな事案を考えられそうにない。第1に、陪審が有罪と罰を決定しなければならない死刑事件以外の何れの事案で、この権利がどのように効果を示し得るか、理解し難い。第2に、死刑宣告を受けた殆ど合理的な被告は、無罪判決の現実的可能性がなく、有罪を受け入れることが処刑を避ける可能性を向上させることができるので、無罪だと主張しそうにない。このような状況では、合理的な被告は、終身刑と引換えに罪を認める確率が高い。第3に、死刑を宣告された被告と彼の雇われていた弁護士が基本的な裁判戦略について合意に達することができなければ、弁護士と依頼人は一般に道を分かつものである。依頼人は、その時点で別の弁護士を捜すか、自分自身で戦うかを決定する。第4に、もし弁護人が指定され、被告の異議を超えて有罪を受け入れると不当

に主張するならば、有能な公判裁判官はほぼ間違いなく、代替弁護人を指定するという時宜を得た要望を示すであろう。最後に、たとえ上記の条件が全て満たされたとしても、法廷意見がこの事案で発見した権利は、被告がはっきりと弁護人の有罪を受け入れる訴訟戦略に抗議しない限り、効果を示し始めないものなのである。被告が、訴訟戦略を知らされているか、何も言わないか、或いは曖昧であるところでは、権利は放棄されたと考えられるからだ<sup>29)</sup>。要するに、法廷意見が今回発見した権利は、極めて稀にしか現れないのである<sup>30)</sup>。依頼人の突飛な弁護を支持することは全く賢明でなかったし、依頼人の現在の弁護士によって薦められた美しい線を踊ることは利益をもたらさなかった。それは、裁判の結果に影響を及ぼさなかったし、申立人の「自律性」を尊重したアプローチが、イングリッシュが採った、より真っ直ぐなアプローチ以上に益があると見ることは難しい。弁護士は間違いなく依頼人の共謀の弁護をしない。

三 有罪・無罪が陪審での唯一の論点であるとき、弁護人には、起訴される罪の要素を認めるために偏った判断をすることまで許されるのか。現在の先例に基づけば、刑事上の被告には最終的な決定権があるとする幾つかの決定がある。被告は、その願望に反して申立てを強制されることはできない<sup>31)</sup>。いかに弁護人が最もよく考えていても、被告は、陪審裁判を強く要求し、証人席を用意して、彼自身の防御において証言する権利を持っている<sup>32)</sup>。そして、この事案のように、被告と雇われていた弁護士が目を合わせないのなら、依頼人は、彼の願望に応じる別の弁護士を捜し出すことを常に試みられる<sup>33)</sup>。被告は、全く弁護人を不要として、自分自身での弁護を選ぶこともできる<sup>34)</sup>。これに対し、弁護士が一方向的に決定する自由があるのが以下のものである。弁護の基本線を定めること、証拠の提示を阻止すべく動くこと、冒頭陳述をすること、そして、冒頭陳述で何を言うべきか決定すること、証拠の承認に反対すること、証人を質問・追及すること、証拠を提供すること、弁護証人を呼ぶこと、そして、総じて何を言うべきかを決定することである<sup>35)</sup>。起訴される罪についてではなく、そこに含まれるより小さな罪について被告が有罪であると

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か認めるのはどうか。それは、イングリッシュがこの裁判でしたことである。彼は、死刑宣告を防ぐために努力して、その依頼人が第二級故殺という死刑にはならない罪を犯していることを受け入れた。証拠が第一級謀殺による有罪判決を強く裏づけると、弁護人が殺人の、より小さく含まれた形の有罪——計画性のない殺人でさえ——でも受け入れる判断をすることは、憲法に反するのか。

四 法廷意見は、我々の前に現実の事案で問題になっていない新しい権利を発見したとして、この権利の侵害は、「我々の結論が『構造的』であると呼んだ種類の誤審に位置する」と即座に結論を下し、誤審を倍加させている。(州最高裁の判断について)我々は、「最初の審査でない、審査の法廷」であると再三再四述べ、その理由で、下で対処されない争点につき決定することを拒否してきたのである<sup>36)</sup>。本件において、異なるアプローチをする正当な理由がない。

法廷意見は、実は我々の前に事案が示している問題を無視しており、その代わりに、実に本事案で起きたことに関係ない、新しく発見された憲法上の権利に基づいて本事案を決定したのである。従って、私は謹んで異議を唱える。

## [研究]

### はじめに

事案は、弁護人が被告の犯罪事実を確信しつつ、死刑を回避すべく弁護活動をしたところ、被告が、無罪の弁護をしなかったことは合衆国憲法修正6条違反だと主張したものである。本件の基本法域であるルイジアナ州法は、アメリカでは珍しく大陸法を基盤としているが<sup>37)</sup>、本件の裁判過程ではあまり影響はない。判決では、イングランド法由来の自己弁護の伝統が抵抗なく語られた。ルイジアナ州では、英米法的には当然の如く陪審制度が存在しており、また、他の南部諸州同様、死刑制度は残存しており<sup>38)</sup>、本事例の如く第一級謀殺に三重に問われれば、陪審が死刑を求めることは予想できたものである。

なお、本判決は、リベラル派に中間派・長官が付いて法廷意見が形成されて

おり<sup>39)</sup>、州権論者対連邦派など、他の構図は目立たない。連邦最高裁の保守派優位という単純な総括に疑問を投げ掛ける例にもなっている。

## 1 自己弁護及び効果的な弁護

本件で議論された「自己弁護」は、日本では基本的に想定されていないばかりか、刑事訴訟法 289 条 1 項では死刑、無期懲役、懲役・禁錮 3 年以上の事件では弁護人が必須である。だが、自己弁護は英米法では古くから認められている。当初、イングランドでは、弁護人の弁護は軽罪にしか認められておらず、1695 年まで反逆罪の被告の弁護人による防御が禁止されており、1836 年に漸く、制定法が全ての重罪に弁護人付与を認めたのである<sup>40)</sup>。弁護人の弁護が認められなければ、自己弁護が一般的であった。だが、アメリカの英植民地では、ロードアイランドが 1660 年の制定法で、あらゆる罪名で被告が弁護人によりいかなる主張をすることが保障されたし、1701 年のデラウェア憲章及びペンシルヴェニア憲章もあらゆる罪名でも弁護人の援助を認めた<sup>41)</sup>。1731 年に、サウスカロライナで、死刑を科し得る重罪に弁護人による防御ができることになり、1750 年までに、コネティカットで、全刑事事件で被告人の希望により裁判所が弁護人を選任する慣例が確立するなど、1791 年の時点ではジョージア州以外では、弁護人による防御の権利を認めていた<sup>42)</sup>。植民地下で発展した弁護人の援助を受ける権利は 1791 年の合衆国憲法修正 6 条に結実し<sup>43)</sup>、ジョージア州も、1795 年に州憲法で弁護人の援助を受ける権利を定めた<sup>44)</sup>。州裁判所判例の中には、弁護人の援助を受ける権利自体を基盤に被告人を救済するものもあった<sup>45)</sup>。この意味で、イングランドの伝統はアメリカでは修正されたと言えようか。

その後、アメリカでは、1932 年に、死刑事件の事実審理に弁護人として出廷する者がいないという事案で、連邦最高裁が修正 6 条は効果的な弁護を受ける権利を含むと認め<sup>46)</sup>、続いて、1938 年の事案では、弁護人の援助を受ける権利が自己の憲法上の権利であることを十分に理解して放棄したのでなけれ

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反かば、生命や自由の剥奪は許されないとして、審理を差し戻した<sup>47)</sup>。弁護人依頼権の実質化は意外と早い<sup>48)</sup>。1942年には、共同被告と利害が相反する事案で、共同被告の私選弁護人を裁判所が当該被告の弁護人として選任した事案で、連邦最高裁は、弁護人の効果的援助を受けられず、修正6条に反すると判示した<sup>49)</sup>。弁護人の弁護が非効果的であることを理由に様々な救済を求める被告が増加した<sup>50)</sup>。そして、それが違憲となる基準は当初、連邦憲法違反となるには単なる弁護人の過誤だけではならず、「事実審理を取り巻く事情が裁判所の良心に衝撃を与え、手続が茶番であり司法を馬鹿にする」場合に限られるというものであった<sup>51)</sup>が、1963年に連邦最高裁は、弁護人の援助を受ける権利は基本的なものであり、貧困な場合にも弁護人が提供されない限り、公正な裁判は確保され得ないと一般的に踏み込んだ<sup>52)</sup>。この後、連邦控訴裁判所の幾つかの判断を経て<sup>53)</sup>、連邦最高裁は1970年に、弁護人の効果的な援助を受ける権利、即ち、弁護活動の有能性につき厳格な判断基準を示唆するに至り<sup>54)</sup>、「茶番」基準は「合理性」基準へシフトしていった。1980年には、謀殺の共犯として唯一有罪とされた被告が、同一の私選弁護人による弁護では効果的な援助を得られないと争った事件で、「合理性」基準は弁護人が私選であっても及ぶようになり<sup>55)</sup>、弁護人が被告の人格及び心理状態について何ら証拠を提出しなかった1984年の事件で、連邦最高裁は、有罪や死刑判決を争う被告は「弁護活動が客観的な合理性の基準を下回っていたこと」と「当該弁護過誤がなければ異なる手続が踏まれる合理的蓋然性があること」を立証しなければならないとする基準を示した<sup>56)</sup>が、当該被告の訴えは斥けた。

この基準は被告側にとって厳しいもので、なかなか訴えが認められない状況が続いた<sup>57)</sup>。しかし、2000年には死刑事件では弁護人の援助について、同様の基準を用いつつ救済を与える連邦最高裁の判断が下された<sup>58)</sup>。一般に、死刑事件には非死刑事件とは異なる特別の手続が求められ、被告の性格や経歴、当該犯罪の事情などは考慮されるべきであって、被告から提出される減軽証拠は全て証拠とされることとなっていた<sup>59)</sup>。州法のうち、死刑の選択に陪審の

広汎な裁量が与えられ、恣意的に選抜できるものは憲法違反とされていった。その中で、強盗と死刑相当謀殺で死刑を科された被告が、悲惨な少年期を過ごした証拠を弁護人が提出していないとして、裁判のやり直しを認めた事案での判断だったのである。2003 年の事件でも、全米司法支援・弁護士協会が作成した「死刑事件における弁護人の選任及び活動のためのガイドライン 2003 年改訂版」を基準に、弁護人の調査義務違反を認定した<sup>60)</sup>。弁護人の調査義務違反、例えば、生活史調査報告書の不備、前科記録の未入手などは連邦憲法上の水準に達していないと判断するようになっていたのである。

## 2 本事案の検討

このようにして、連邦憲法上の水準に達する弁護とは何かが固まってきたのであるが、2004 年の Nixon 判決は、被告人が強く反対する有罪前提の弁護を認めるべきかについては判断しなかった<sup>61)</sup> ため、本判決でも意見が割れたと考へ得る。本件事案は、被告が一貫して無罪を明言していた点で、Nixon 事件とは異なる。有罪を認めれば終身刑になり得るが、本人は無実だと主張したがために死刑になる確率の高い事案で、弁護人が、被告の利益になると信じながらも被告の意思に反して有罪の答弁を行い、州裁判所がその手続に沿って死刑判決を下すことが憲法違反か否かである。本件に限って言えば、挙げられている証拠は有罪を認定するのに一見十分に見える。対して、被告の主張するアリバイは虚偽に見える。それでも、刑事手続における被告の自己決定が優位するのか。法廷意見は明快に、優位する、と答えたのである。

理念は理解できよう。だが、そのような突出した明快さには批判もあろう。弁護人は弁護士倫理を守りながら被告を守るべきであり、正しい刑事裁判の機能を果たすべきであって、被告のマリオネットや送話口ではない<sup>62)</sup>。経験豊かな弁護人は、合理的な判断で死刑の回避を主張することができる筈である<sup>63)</sup>。弁護人は、訴訟戦略においては艦長ではないか<sup>64)</sup>。本件は死刑が予測される事案であるが、刑を軽減することが可能であり、弁護人には戦略的な選択に関

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反かする独立した専門的判断があろう<sup>65)</sup>。そしてまた、法廷意見は、より明確でない状況にある被告のために人身保護審査の可能性を、そして、本件のような事案で精神的に問題ある被告が有罪承認を忌避するのを防止すべく、精神的な能力標準を厳しく適用することを、下級審に指示せねばならなかったとする批判もある<sup>66)</sup>。このままでは、合法的な人身保護審査資格を有する被告が、連邦の救済手続から排除される危険があるというのである<sup>67)</sup>。また、統計的に見て、陪審は、被告が後悔の念を示した方が死刑は評決し難く<sup>68)</sup>、そして死刑は他の刑罰と質的に異なるので、本件のような事件では、弁護人は終身刑を受け入れて有罪の答弁をする義務がある、とする主張<sup>69)</sup>もある。死刑を宣告されそうな被告の多くは、精神的に障害があり、落胆し、自殺願望があることもある<sup>70)</sup>。これを認めず、自己弁護が優先すると判断するのであれば、無気力な弁護を促進してしまうだけだとの批判もある<sup>71)</sup>。本判決は、弁護士の専門性に基づくパターンリズムをおよそ認めない方向に思えるが、医者と患者の関係、そこでの告知の在り方の変化に見られるような、専門家の判断より当事者の自律優先の志向が見える<sup>72)</sup>。本件法廷意見はイングリッシュの弁護能力を疑っているが、当事者が無知で、選択が命に関わる時、それが妥当かは疑問である<sup>73)</sup>。弁護士の専門性の従属的地位が過ぎないか<sup>74)</sup>、懸念が残る。

なお、本判決は、被告の自律性が争点となった2008年のIndiana v. Edwards<sup>75)</sup>を引用していない<sup>76)</sup>。同判決は、謀殺未遂などで起訴された被告の精神状態に関する複数回の審理手続の後、被告が弁護人抜きの審理を求めたが州裁判所はこれを認めず、弁護人を付して事実審理を行い、陪審が有罪の評決を下したところ、被告が再度、弁護人抜きの審理を求め、今度は、裁判所が被告の統合失調症を理由に、事実審理を受ける能力はあるかもしれないが自己弁護をする能力はないとして、やはり弁護人付きの審理を行い、残る訴因についても有罪の評決に至った事案である。州控訴裁は、自己弁護を認めなかった一審の判断を連邦憲法違反としたが、連邦最高裁は州控訴裁の判断を覆し、合憲としたものである。この判決には、自己弁護の場合と弁護人付きの場合と

で、自律性に関する二重の基準がある点で、混乱の素となる懸念があった<sup>77)</sup>。McCoy判決でも、Edwards判決を先例として引き、そしてそのグレーゾーンの者として、自己弁護が可能という判断はなかったかとも思える<sup>78)</sup>。

また、本判決を前提にすれば、被告と弁護人はシナリオを決めておき、被告はいかに証拠が堅牢でも無罪を強硬に主張し、弁護人がこれを宥めて情状酌量や心神耗弱の弁論をし、その後は無罪答弁をしていないと強く主張し出せば、裁判はやり直しにできることになり、裁判が無用に長期化する欠点もあろう。ただ、策士策に溺れ、やはり死刑になり、最初から情状戦略に徹していればと後悔する危険性もある。そして、本当に無実の罪で裁かれる被告にとっては、弁護人のパターンリズムは致命的な迷惑以外の何物でもない。死刑制度が維持されるのであれば、死刑事件では、この難問に因應べく、多大な時間と費用がかかることはやむなく、以上のジレンマを抱えつつ、自己決定寄りの妥当な解決を模索するしかないのかもしれない。難問である。

### 3 日本法への示唆

本件のような問題は日本で生じるか。民事裁判が少なくとも原告にとっては私的自治の延長であるのとは異なり、刑事訴訟は、被告人が強制的に巻き込まれるものであるため、適正手続と真理発見が殊に重要視される。他面、刑事被告人は保護を必要とする者も多く、だからこそその国選弁護人選定権の憲法保障である。そうならば、表面的な刑事被告人の自律や自己決定に委ねることが偏に本人の真の利益かは、疑わしい場面もあろう。

弁護人の義務については長く、「依頼者と弁護士の間には、一体化したいという自然的傾向」に基づく「信頼関係」と、「司法の独立した機関として固有の責任」を焦点とする「楕円」を「弁護士の職業的機能」とする<sup>79)</sup>という「楕円の論理」が人口に膾炙してきていた。弁護士には、依頼人の利益を最大にすべしという誠実義務と、真実の発見に寄与すべしという真実義務があるとされる<sup>80)</sup>。米下級審判例<sup>81)</sup>を引用しつつ、「弁護士が果たす機能が国家の機能に準

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反かじた『公的機能』と評価されることが必要である」とする主張<sup>82)</sup>もあるが、以前、ステイト・アクション理論の一部を構成していた「公的機能」理論はアメリカでも衰退しており<sup>83)</sup>、アメリカ法は頼れない。真実義務を最大限に強調して、弁護人に「『第二の裁判官』、『第二の検察官』たるべきことを要求するのは、むしろ制度の自殺を意味しよう<sup>84)</sup>。検事と同様に被告人を糺問する弁護人は、弾劾構造に無理解であって、不適格である。

そこで、「弁護人の任務は、被疑者・被告人に対する適正手続の保障に欠くことがないよう監視しつつ彼らの自己防衛権を保護することにあ」ろう<sup>85)</sup>から、被告人に有利な事実に限って裁判所の真実発見に協力する、逆に、「被疑者・被告人に不利となる場面でも真実発見に協力すべき義務を負う、とする見解は見られない<sup>86)</sup>」ことからして、真実義務は被疑者・被告人に有利な場面で果たされればよいとするのが有力な立場<sup>87)</sup>だと言えよう。黙秘は勧めてもよい<sup>88)</sup>が、偽証を唆したり、虚偽の証拠作成は許したりはできず、弁護人には法に適合した行為を行う義務がある<sup>89)</sup>。弁護士の真実義務とは、静的な実体としての真実に対する義務ではなく<sup>90)</sup>、「訴訟における『真実』は、手続に現われたところに従って定ま」るものであって<sup>91)</sup>、弁護士が委託した被告人のために相性手続の中で適切な動的役割を演ずることで生じ、「『真実義務』は、正義と真実発見のための消極的な妨害回避義務としてのみ残ることになる<sup>92)</sup>」のであろう。よって、被告人が様々な理由で刑務所に入りたがる場合もあるが、だから有罪弁護でよいわけでもない<sup>93)</sup>。真犯人の身代わりに有罪を受け入れた被告人の有罪弁護は、それを知るならば、無論許されまい<sup>94)</sup>。ただ、しばしば被告人の精神的な能力が劣っていることもあり、常に被告人の意思通りとすることが被告人本人にとって本当の利益か、は一考を要しよう。例えば、被告人が死刑判決を受けそうな場合、弁護人は、被告人の意思に反しても死刑を避ける弁護活動を行うべきであろうし<sup>95)</sup>、死刑判決を受けた被告には上訴を勧めるべきことになろう。

このような中庸的な立場に反対し、日本国憲法 37 条 3 項の英文からすると、

弁護人の「援助」(assistance) を受ける権利であること、弁護人は「有能」(competent) であるべきことが明確にされているとの指摘<sup>96)</sup> もあり、刑事訴訟も当事者主義構造であることを強調して<sup>97)</sup>、弁護人に「独立した司法機関」としての性格をおよそ認めず、「何が実体的な真実であるかを積極的に解明する義務はない」として、より徹底して、誠実義務だけを認める立場<sup>98)</sup> もある。結果、防衛の援助を担う弁護人は、「刑事手続で保護されるべき利益 (有利な結論、身体拘束などの手続上の不利益からの解放等)」を求めるべきであり、基本的には「被告人の意思に反した弁護方針が正当化されるとすべきではない」<sup>99)</sup> のだとすれば、本件米判決の立場と同じ方向となろう。確かに真実義務が色濃く残れば、「真実を語ってほしい」との弁護人の言も信用できなくなるであろう<sup>100)</sup> から、この立場にも一理はある。しかし、弁護人は誠実義務に特化すればよいとの見解に対しては、「弁護人が憲法的司法過程を尊重して公正な行動をすると信じられているからこそ、弁護人の活動に一定の権限が付与されているのであ」って、そうした「国民の信頼」に背くことはできず、「刑事弁護活動に参加する情熱を削」ぐ結果になりかねないとする批判<sup>101)</sup> や、弁護人を「道具」とし、「共犯者的な在り方」を求めるものだとする非難<sup>102)</sup> もある。支持は難しい。

以上のように考えると、弁護人の弁護権は、被告の憲法上の防衛権からの派生物であり、弁護人は刑事手続の一アクターとして、被告人の最善の弁護をする中で真実発見に寄与するべきものである。被告人の主張が包括的正義に明らかに反するときに、法律家たる弁護人が被告人の単なる道具となることは許されない。刑事訴訟法 293 条 2 項に基づく弁護人の意見陳述はその固有権であろうが、これを根拠に、弁護人は自由に何を言ってもよいとも考えられない。日本では重要事件では自己弁護を認めず、国選弁護であり<sup>103)</sup>、被告人の利益を最大限にする弁護が求められる<sup>104)</sup>。こういった制度設計において、国選弁護人の辞任は、被告人等がどう考えてみても当該弁護人の弁護を望まず、それを放棄していると見られる場合に限って限定的に認められる、とされる<sup>105)</sup>。本件米判決とは異なり、日本では、被告人に弁護人が付くことは当然の前提であ

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反かり、弁護人が、一定の真実義務や職業倫理の枠はあるにせよ、被告人の利益のために弁護をし、運用上、しばしば、何が被告人の利益かは弁護人に委ねられる結果になるため、悪くすると被告人の憲法上の権利を侵害する場合もあることには十分注意すべきであろう。弁護人はただ付けばよいだけではないであろうから、憲法の求める弁護の水準はあろう。弁護人は、無論、真理を曲げて被告人を故意に陥れることは許されない。組織等から頼まれた私選弁護人が、実は真犯人を救うため、被告人に濡れ衣を着せる見せかけの弁護をすることも、不幸にしてあり得ることも想起せねばならない<sup>106)</sup>。

そして、特に問題が生ずるのは、被告人の主張より弁護人が不利な主張をするときである。弁護士は「国民の側に立って国民の基本的人権を擁護することを第一義としている」<sup>107)</sup>が、弁護人は、被告人の「『訴訟代理人』であるだけでなく『保護者』として重要である」<sup>108)</sup>。裁判員裁判では、特に被告側法律家の断定は影響大である<sup>109)</sup>。弁護人が被告人を陥れる例は極端であるが、被告人本人が罪を認めていないが、弁護人が有罪を確信しているとき、このままでは情状が悪く、刑が重くなりそうだとし、弁護人が積極的に有罪を認め、情状酌量を求めたり、心神耗弱を主張したりしてもよいのか、というのがよくある問題となる場面である。だが、被告人の意思と異なる弁護が失敗したとき、不利益を受けるのは被告人である。そうであれば、もし、被告人が無罪を主張するのであれば、基本的には、弁護士は、最終的には被告人のその自己決定に従うべきであろう<sup>110)</sup>。基本方針は被告人が決すべきだというのは、確かに基本線であろう。とは言え、被告人は無謀な主張する場合もあり、その際に弁護人が、被告人の主張とは異なる主張を主観的には被告利益と思って弁論したら許されるのかという問題は残る。本当に困難な被告人の事件の善意溢れる弁護を更に困難にしよう。そして、弁護人は自分の意に反する弁護をしたという主張を上訴審で広く認めれば、重く罰せられた被告人が違憲として再審を濫発させる危険がある。難しい問題である。弁護人は、被告人と十分対話すべき<sup>111)</sup>、という最大公約数ばかりが残るのであれば、真実義務とは法的问题ではなく職

業倫理の問題と言うべき<sup>112)</sup>なのかもしれない。

過去の裁判には、被告人の意図とは全く違う弁論をして論議を呼んだ事例がある。まず、一審の判決が死刑であるにも拘らず、「行為は実に戦慄を覚ゆる」として、「詳細に調べた上控訴の理由なし」の控訴趣意書を弁護人が提出した、殺人事案がある。最高裁は、この事件で被告人の上告を棄却した<sup>113)</sup>が、今や、この弁護の誠実義務違反は明らかであり、刑事訴訟法学においても先例の価値なしとするのが一般的なようである<sup>114)</sup>。民事賠償も認められている<sup>115)</sup>。このほか、被告人が正当防衛の主張をしているのに弁護人が量刑不当の控訴趣意書を提出した例で、東京高裁が不適法と認めた判断<sup>116)</sup>がある。被告人が争っているのに弁護人が証拠に全部同意した例で、仙台高裁が違法と認めた判断<sup>117)</sup>もある。弁護人の活動が被告人の誠実義務に反しているのを裁判所が放置して判決を下した原審の判断には法令違反があるとしつつ、自ら証拠調べと弁論をやり直して原審判決と同じ刑を言い渡した東京高裁の判断<sup>118)</sup>もある。また、いわゆる貝塚ビニールハウス殺人事件では、5人の被告少年のうち無罪の主張をしていた1人の国選弁護人が有罪弁論をしたが、大阪高裁は、控訴した4人の少年に無罪を言い渡し<sup>119)</sup>、確定した。その後、この弁護士に対して懲戒請求がなされ、当該弁護士は1990年7月9日に所属弁護士会から戒告処分を受けている<sup>120)</sup>。

この論点でよく俎上に上るのが、鹿沼市廃棄物処理担当職員殺人事件<sup>121)</sup>である。この事件では、廃棄物処理業者が暴力団員と共謀し、市職員を拉致、連行、殺害、死体遺棄したとされる。業者と、これに深く関わっていた別の市職員が自殺し、暴力団員4名が逮捕された。被告らは被害者を拉致し、首に巻かれたロープを引っ張り、崖下に投棄したとされたが、被害者の遺体は未発見である。

当該被告は、第5回公判までは当該行為を認めつつ、殺意のみ否定していたが、第6回公判以降、共犯者が発砲し、被害者はそれによって崖下に転落したものであるとして、殺人・死体遺棄については全面否認に転じたのである。第8回公判では、国選弁護人が、殺人・死体遺棄を前提に最終弁論し、被告も不

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か満を示しておらず、一審では公訴事実通り懲役17年の判決が下りている<sup>122)</sup>。二審<sup>123)</sup>でも、別の弁護人が事実誤認・量刑不当のみを主張したが、控訴棄却された。これとはまた別の弁護人が、「一審弁護人の弁論を放置したのは、憲法37条3項違反」であるとして最高裁に上告したが、最高裁は、一審弁護人の弁論（実行犯なのに主張を覆した理由）の要旨を詳細に示し、被告人も最終意見陳述で公訴事実否認を明確に述べず、不服も述べていないと指摘した上で、弁護人は証拠関係・審理経過を踏まえ、最大限有利な主張をしており、一審の訴訟手続には法令違反は認められないと判断し、上告を棄却した。上田豊三裁判官補足意見は、弁護人は誠実義務を有する一方、「真理発見を使命とする」とも指摘して、「何をもって被告人の利益とみなすか」「の判断は、第一次的に弁護人にゆだねられる」とし、弁護人に「違法があるとされるのは、当該主張が、専ら被告を糾弾する目的でされたとみられるなど、当事者主義の訴訟構造の下において検察官と対峙し被告人を防御すべき弁護人の基本的立場と相いれないような場合に限られる」としている。

この判決は、最終弁論が実質的な防御権侵害となる場合を示唆したものと見えよう。ただ、よく本判決は真実義務の問題が争点の事案として取り上げられる傾向にあるが、そうではなく、被告人の主観的利益と弁護人の考える客観的利益の間に齟齬が生じた場合の弁護人の義務の在り方の問題ではなかったかとも思える<sup>124)</sup>。被告人は一審の弁護を事後承認しているとも言え、その限りにおいて弁護人は義務を果たしていると言えなくもない<sup>125)</sup>。上田意見は誠実義務違反が違法となる場面を限定したものであり、補足意見に過ぎないものの、「示唆に富む」とする調査官解説もある<sup>126)</sup>からか、下級審で引用されることも多いようである。だが、同意見に対しては、弁護士を準司法機関と見做すものだとの批判もあり得よう。現実の判例を見通すと、憲法違反と評価できる事案はどのような場合なのか、想像するのは難しい。

## おわりに

以上、考察してみると、日本では、本件アメリカの事案での弁護人の弁護は正当となるかもしれない。日本では弁護人抜き裁判は例外であり、国選弁護人必須となろう。国選弁護人は、裁判所の解任決定がなければその地位を離れることができないとされている<sup>127)</sup>ため、被告人にとって満点の判決が得られないからといって解任も難しい。そうなると、深く思慮せず有罪を受け入れる機械的な国選弁護が、結果、冤罪や過重処罰に加担する恐れもある。他面、日本では刑法上、「謀殺」と「故殺」の区別はないため、弁護人が被告の犯行には計画性はないと主張しても、被害者が 3 人であり、死刑は免れないと思うのが普通であろう。無実か、心神耗弱を叫ぶしかあるまい。一周回って、イングリッシュの対応はできないことになるとも言える。日本では、「人質司法」の下、なお無罪を叫ぶ被疑者の問題もある<sup>128)</sup>。法廷で無実を叫んでも遅い。そう考えると、原点は、弁護人は被疑者・被告人の意思に従った基本方針で弁護を進めることであることを確認し、その例外を憲法や刑事訴訟法がどの程度許容しているかを考えるべきであろう。その意味で、ある意味原理主義的な本米判決の意味は、日本でこそ検討されるだということなのかもしれない。

## 文末脚注

- 1) ルイジアナ州最高裁の認定によると、被告の息子は、家庭内暴力のために被告から引き離され、高校卒業に向けて祖父母（被告の元妻の母と継父）と生活していた。State v. McCoy, 218 So.3d 535, 541 (2016). 3 人とも近距離から撃たれていた。Id., at 542.
- 2) 被告の両親は、死刑は避けるようとして 5000 ドルで雇ったようである。Leading Case: Constitutional Law: Sixth Amendment -- Assistance of Counsel—Capital Punishment—McCoy v. Louisiana, 132 HARV. L. REV. 377 (2018). その後、裁判官は、イングリッシュに、「引き下がるのは許されないと欲している」などと述べている。State v. McCoy, at 546.
- 3) 2012 年 1 月 23 日に、州地裁は正式に死刑を宣告した。Id., at 550. 控訴段階から、被告は修正 6 条の権利侵害などを主張し始める。
- 4) 582 U.S. \_\_\_, 138 S.Ct. 53 (2017).
- 5) Florida v. Nixon, 543 U.S. 175 (2004). 本件については、田中利彦編『アメリカの刑事判例 1』

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か

90頁（成文堂、2017）〔小川佳樹〕も参照。被告は、答弁取引を検察に持ちかけたが決裂したので、罪責認定手続で有罪を争わないことが最善だと考えた弁護人は、このような弁護方針を被告に何度も説明したが、被告は何も述べなかった。一審死刑判決後に付いた新たな弁護人の下、有効な弁護を受ける権利の侵害を争い、州裁判所は再審理を決定したので、検察が連邦最高裁に上告を求め、ギンズバーグ法廷意見は原判決を破棄した。

- 6) *Id.*, at 186.
- 7) 州最高裁は、弁護人の援助を受けるなどの権利は修正6条が保障するとした *Wheat v. United States*, 486 U.S. 153, 158-59 (1988) を引用しつつ、いかなる重大犯罪でもそうであることを強調した。218 So.3d, at 551.
- 8) *Faretta v. California*, 422 U.S. 806 (1975). 本件の評釈には、「米判批」ジュリスト 602号 90頁 (1975)、渥美東洋「米判批」アメリカ法 [1977-2] 274頁、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』253頁（成文堂、2013）などがある。
- 9) *Id.*, at 824-828.
- 10) *Id.*, at 819-820; *See, Gannett Co. v. DePasquale*, 443 U.S. 368, 382, n. 10 (1979). 本件評釈には、永山忠彦「米判批」アメリカ法 [1981] 182頁、室町正実「米判批」鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第1巻』293頁（成文堂、1982）、中野目善則「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』163頁（中央大学出版部、1994）などがある。
- 11) *Gonzalez v. United States*, 553 U.S. 242, 248 (2008). 本件の評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅶ』190頁（成文堂、2016）などがある。田中利彦編『アメリカの刑事判例1』207頁（成文堂、2017）〔松田正照〕も参照。
- 12) *See, Jones v. Barnes*, 463 U.S. 745, 751 (1983). 本件評釈には、椎橋隆幸「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』80頁（中央大学出版部、1994）などがある。
- 13) 一部の被告にとっては、「たとえ遠くにあるとしても、無罪判決の可能性は終身刑と死刑宣告の違いよりも貴重でありえる」。Hashimoto, *Resurrecting Autonomy: The Criminal Defendant's Right to Control the Case*, 90 B.U.L. REV. 1147, 1178 (2010). 「弁護士は、代理の目的に関しては依頼人の判断に従う。」
- 14) *See, ABA Model Rule of Professional Conduct 1.2 (a)* (2016).
- 15) *Godinez v. Moran*, 509 U.S. 389, 396, (1993) (quoting *Dusky v. United States*, 362 U.S. 402 (1960) (per curiam)).
- 16) *Nixon*, 543 U.S., at 181.
- 17) *Id.*, at 185.
- 18) *See, Gonzalez*, 553 U.S., at 254 (Scalia, J., concurring in judgment).

- 19) *Nix v. Whiteside*, 475 U.S. 157, 173–176 (1986). 本件評釈には、霜島甲一[校] = 広川恵「米判批」法学志林87巻1号87頁(1989)、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』201頁(成文堂、2013)などがある。
- 20) *See, People v. Bergerud*, 223 P.3d 686, 691 (Colo. 2010); *Cooke v. State*, 977 A.2d 803 (Del. 2009); *State v. Carter*, 270 Kan. 426, 14 P.3d 1138 (2000).
- 21) *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984); *United States v. Cronin*, 466 U.S. 648 (1984). 前者の事件の評釈には、宮城啓子「米判批」ジュリスト851号132頁(1985)、加藤克佳「米判批」鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』124頁(成文堂、1989)、椎橋隆幸「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』90頁(中央大学出版部、1994)、岡田悦典「米判批」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』118頁(2012)、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』189頁(成文堂、2013)などがある。また、田鎖麻衣子「弁護人の効果的な援助を受ける権利」一橋法学16巻2号33頁(2017)も参照。後者の事件の評釈には、椎橋隆幸「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』96頁(中央大学出版部、1994)、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』184頁(成文堂、2013)などがある。
- 22) *See, McKaskle v. Wiggin*, 465 U.S. 168, at 177, n. 8 (1984); *Waller v. Georgia*, 467 U.S. 39, 49–50 (1984); *Arizona v. Fulminante*, 499 U.S. 279, 310 (1991); *United States v. Gonzalez-Lopez*, 548 U.S. 140, 150 (2006). 第1の事件の評釈には、関哲男「米判批」鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』118頁(成文堂、1989)が、第2の事件の評釈には、中野目善則「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』219頁(中央大学出版部、1994)が、第3の事件の評釈には、加藤克佳「米判批」愛知大学法学部法経論集133号27頁(1993)などがある。第4の事件の評釈には、安井哲章「米判批」比較法雑誌41巻3号275頁(2007)などがあり、また、田中利彦編『アメリカの刑事判例1』128頁(成文堂、2017) [中島宏]も参照。
- 23) 218 So.3d, at 565.
- 24) *Id.*, at 542.
- 25) *Ibid.* 周辺から走り去った4ドアの韓国車 Kia を録画していた。車両識別番号から被告らの所有する車両と確認された。
- 26) *Ibid.* 2008年5月5日16時55分購入の記録である。それを買った被告らしき画像も確認した。
- 27) *Id.*, at 558.
- 28) *Id.*, at 564-565.
- 29) *See, Nixon*, 543 U.S., at 192.

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か

30) アリトー反対意見は、その注3にて以下のように述べる。

法廷意見は、3つの州最高裁が「過去20年で別の方法を使った」と答えている。揃えがたとえ本当であるとしても、まあ大した反論でない。さらに、3つの決定のうちの2つは、法廷が発見してここで適用する権利、即ち、「弁護人が有罪を受け入れることを控えると強く要求する権利」に基づくものではなかった。Bergerud判決では、法廷は被告側弁護人が有罪を認めていないと認識し、そして、法廷の決定（新しい裁判を認めなかった）は他の根拠に基づいた。Carter判決では、被告側弁護人は、全ての訴えについて有罪を認めたというわけではなかった。第一級謀殺の容疑を争ったが、その代わりに、事実上より小さい殺人罪の要素を認めたものである。

31) See, Brookhart v. Janis, 384 U.S. 1, 5-7 (1966).

32) See, Harris v. New York, 401 U.S. 222, 225 (1971). 本件の評釈には、「米判批」ジュリスト481号76頁(1971)、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁IV』30頁(成文堂、2014)などがある。

33) See, Gonzalez-Lopez, 548 U.S., at 144.

34) See, Faretta, 422 U.S., at 819.

35) See, New York v. Hill, 528 U.S. 110, 114-115 (2000). 本件評釈には、清水真「米判批」比較法雑誌35巻4号167頁(2002)などがある。

36) See, Cutter v. Wilkinson, 544 U.S. 709, 718, n. 7 (2005); Jennings v. Rodriguez, 138 S. Ct. 830 (2018); McWilliams v. Dunn, 137 S. Ct. 1790 (2017); County of Los Angeles v. Mendez, 137 S. Ct. 1539 (2017); BNSF R. Co. v. Tyrrell, 137 S. Ct. 1549 (2017); Goodyear Tire & Rubber Co. v. Haeger, 137 S. Ct. 1178 (2017); McLane Co. v. EEOC, 137 S. Ct. 1159 (2017); Expressions Hair Design v. Schneiderman, 137 S. Ct. 1144 (2017); Manuel v. Joliet, 137 S. Ct. 911 (2017). 第1の事件の評釈には、高畑英一郎「米判批」ジュリスト1321号212頁(2006)などがある。また、田中利彦編『アメリカの刑事判例1』111頁(成文堂、2017) [田山聡美=田中利彦]も参照。第6の事件の評釈には、田村陽子「米判批」アメリカ法 [2018] 115頁などが、第8の事件の評釈には、紙谷雅子「米判批」アメリカ法 [2017-2] 317頁(2018)などがある。

37) 例えば、現在のルイジアナ州に位置する1808年にはオーリンズ準州で、1804年のナポレオン法典にスペイン法を加味した法典が作成され、仏文と、これを英訳したものの双方が正文とされた。田中英夫『英米法総論上』275頁(東京大学出版会、1980)。現在でも、全米ではほぼ同州法だけが「基本的には英米法系よりはむしろ大陸法系に属する。」同書255頁。

38) アムネスティ「死刑廃止—最新の死刑統計」(<https://www.amnesty.or.jp/human-rights/>)

topic/death\_penalty/statistics.html)によると、2017年の死刑執行国は23カ国である。アメリカもこれに含まれる。2018年の執行数は、テキサス13、テネシー3、ジョージア、アラバマ、フロリダ各2、ネブラスカ、オハイオ、サウス・ダコタ各1の8州で計25である。https://www.statista.com/statistics/271100/number-of-executions-in-the-us/ による。ルイジアナ州は2010年以来、死刑を執行しておらず、2014年以降、薬物注射の方法の妥当性を巡って手続を停止している。http://www.louisianaweekly.com/the-quest-to-do-away-with-louisianas-death-penalty/ による。

- 39) これについては、長官であるロバーツが、修正6条を巡って、Martinez v. Ryan, 566 U.S. 1 (2012)などでトーマスやスカリアから次第に離れだしていたとの指摘もある。Lee Kovarsky, 2018 *Criminal Law Symposium: Capital Punishment: Panel Three: How is The Supreme Court Likely to Resolve This Question?: Blue State Fantasies and The Death Penalty*, 51 TEX. TECH L. REV. 125, 144 (2018)。Martinez v. Ryan 判決の評釈には、田中優企「米判批」比較法雑誌52巻4号189頁(2019)などがある。このほか、英米刑事法研究会「英米刑事法研究(25) アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究アメリカ合衆国最高裁判所2011年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学47巻1号173頁、187頁(2013)[中島宏]なども参照。
- 40) 田鎖前掲註21) 論文35頁。
- 41) 同上35-36頁。
- 42) 同上36頁。
- 43) 同上35頁。但し、修正6条は、裁判所により弁護人の選任を受ける権利は含まないと解されていた。同論文37頁。
- 44) 同上36頁。
- 45) ニューメキシコ準州最高裁による Roper v. Territory, 7 N.M. 255 (1893) やイリノイ州最高裁による People v. Nitti, 143 N.E. 448 (1924) など。同上41-42頁参照。
- 46) Powell v. Alabama, 287 U.S. 45 (1932)。本件評釈には、塚本重頼「米判批」田中英夫編『英米判例百選』84頁(1964)、山川洋一郎「米判批」藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選』〔第3版〕108頁(1996)、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』18頁(成文堂、2013)などがある。
- 47) Johnson v. Zerbst, 304 U.S. 458 (1938)。本件評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』28頁(成文堂、2013)などがある。このほか、田鎖前掲註21) 論文46-47頁参照。
- 48) 以下、君塚正臣「刑事手続—憲法学的検討の序として」山本龍彦=大林啓吾編『違憲審査基準—アメリカ憲法判例の現在』227頁、242-243頁(弘文堂、2018)参照。
- 49) Glasser v. United States, 315 U.S. 60 (1942)。本件評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か

プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』149頁（成文堂、2013）などがある。このほか、田鎖前掲註21）論文47頁も参照。

50) 田鎖同上38頁参照。

51) *Diggs v. Welch*, 148 F. 2d 667, 669 (1945). 同上52頁参照。本判決については、コロンビア巡回区連邦控訴裁判所の判決であること、連邦事件であるため、該当条文を「修正5条」だとしている点にも注意したい。

52) *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335 (1963). 同上53頁以下参照。本件評釈には、山川洋一郎「米判批」藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選』〔第3版〕110頁（1996）、指宿信「米判批」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』110頁（2012）、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』41頁（成文堂、2013）などがある。

53) *Bruce v. United States*, 379 F. 2d 113 (1967); *Scott v. United States*, 427 F. 2d 609 (1970); *Caraway v. Beto*, 421 F. 2d 636 (1970). 田鎖同上54-55頁参照。

54) *McMann v. Richardson*, 397 U.S. 759 (1970). 本件評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』165頁（成文堂、2013）などがある。田鎖同上55頁も参照。

55) *Cuyler v. Sullivan*, 446 U.S. 335, 343-345 (1980). 本件評釈には、宮島里史「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』114頁（中央大学出版部、1994）などがある。

56) *Strickland*, 466 U.S., at 687. 田鎖前掲註21）論文66頁参照。

57) 同上72-73頁参照。See, *Kimmelman v. Morrison*, 477 U.S. 365 (1986). 本件評釈には、加藤克佳「米判批」鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第4巻』110頁（成文堂、1994）などがある。

58) *Williams v. Taylor*, 529 U.S. 362 (2000). 浅香吉幹ほか「座談会・合衆国最高裁判所1999-2000年開廷期重要判例概観」アメリカ法〔2000-2〕235頁、239頁も参照。

59) 榎透「アメリカ合衆国連邦最高裁判所における死刑をめぐる憲法判断——裁判例の展開」専修法学論集120号165頁、171頁以下（2014）、田鎖前掲註21）論文73頁参照。See, *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972); *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976). 前者の事件の評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』283頁（成文堂、2013）などがある。後者の事件の評釈には、三井誠「米判批」伊藤正己ほか編『英米判例百選Ⅰ』166頁（1978）、金原恭子「米判批」藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選』〔第3版〕118頁（1996）、岩田太「米判批」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』122頁（2012）、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』293頁（成文堂、2013）などがある。

60) *Wiggins v. Smith*, 539 U.S. 510 (2003). 田鎖同上75-76頁参照。

61) *Leading Case*, *supra* note 2, at 377.

- 62) W. Bradley Wendel, *Autonomy Isn't Everything: Some Cautionary Notes on McCoy v. Louisiana*, 9 ST. MARY'S J. LEGAL MAL. & ETHICS 94, 96 (2018).
- 63) *Id.*, at 99-100.
- 64) *Id.*, at 108.
- 65) *Id.*, at 97.
- 66) *Leading Case, supra* note 2, at 382.
- 67) *Id.*, at 383.
- 68) See, Scott E. Sundby, *The Capital Jury and Absolution: The Intersection of Trial Strategy, Remorse, and the Death Penalty*, 83 CORNELL L. REV. 1557, 1589-96 (1998).
- 69) Richard J. Bonnie, *The Dignity of the Condemned*, 74 VA. L. REV. 1363, 1377, 1390 (1988).
- 70) Wendel, *supra* note 62, at 114.
- 71) *Id.*, at 103.
- 72) See, *Id.*, at 119-21.
- 73) See, *Id.*, at 123-24. 同様に、父親がアル中であるとき、ケースワーカーはその 13 歳の息子の、父と一緒に暮らしたいという言葉に従うか、である。*Id.*, at 129-30.
- 74) *Id.*, at 136.
- 75) 554 U.S. 164 (2008). 本件については、田中利彦編『アメリカの刑事判例 1』201 頁 (成文堂、2017) [小川佳樹] も参照。
- 76) Wendel, *supra* note 62, at 112.
- 77) *Id.*, at 106.
- 78) *Id.*, at 113.
- 79) 大野正男「楯円の論理—弁護士と依頼者の間」判例タイムズ 528 号 7 頁、9 頁 (1984)。同「弁護士自治と現在の問題—今のような議論でいいのだろうか」自由と正義 29 巻 11 号 51 頁、52 頁 (1978) でも同様のことを述べていた。こういった「被告人との間で、何らかの共感」を必要とする弁護人の姿勢は情緒的過ぎるとの批判もある。渡辺脩「オウム国選弁護人の『パブリック性』について」自由と正義 47 巻 2 号 53 頁、59 頁 (1996)。高山俊吉「国選弁護人の責務とは何か—渡辺脩の見解に反論する」同 5 号 123 頁 (1996) も参照。
- 80) この問題を巡っては、荒木友雄ほか「座談会・弁護人の真実義務と誠実義務をめぐって」現代刑事法 6 巻 2 号 4 頁 (2004) が詳しい。誠実義務徹底を主張する村岡啓一に対し、荒木や渡辺咲子らが対峙する構図が見える。本文 16 頁で、田口守一は、この理論が、

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か

いわゆる荒れる法廷の時代に、弁護士に「法廷運営に協力する立場であるとか、いろいろなことを含めて」主張された旨、注意を喚起する。

- 81) Langen v. Borkowski, 206 N.W. 181 (Wis. 1925).
- 82) 金子章「判批」横浜国際経済法学 17 卷 1 号 211 頁、222 頁 (2008)。
- 83) 君塚正臣『憲法の私人間効力論』109 頁以下 (悠々社、2008)。
- 84) 田宮裕『刑事訴訟法』〔新版〕36 頁 (有斐閣、1996)。
- 85) 石井吉一「弁護人の責務」松尾浩也=井上正仁編『刑事訴訟法の争点』〔第3版〕28 頁、29 頁 (有斐閣、2002)。
- 86) 辻本典央「刑事弁護人の真実義務序論」立命館法学 310 号 227 頁 (2007)。
- 87) 同上 247 頁。
- 88) 宇藤崇ほか『Legal Quest 刑事訴訟法』〔第2版〕25 頁 (有斐閣、2018) [松田岳士]。
- 89) 田中優企「判批」中大法学新報 114 卷 1=2 号 319 頁、332 頁 (2007)。
- 90) 岡慎一=神山啓史「弁護人の責務」井上正仁=酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』48 頁、49 頁 (有斐閣、2013)。
- 91) 松尾浩也『刑事訴訟法上』〔新版〕234 頁 (弘文堂、1999)。
- 92) 石井前掲註 85) 文献 30 頁。
- 93) 刑務所には衣食住がある。荒木ほか前掲註 80) 文献 25 頁 [渡辺咲子]。
- 94) 平野龍一『刑事訴訟法』79 頁 (有斐閣、1958)、田中前掲註 89) 評釈 332-333 頁など圧倒的多数説。
- 95) 岡=神山前掲註 90) 文献 48 頁。
- 96) 田鎖前掲註 21) 論文 79 頁。なお、日本国憲法の英文は、立憲者意思的に決定的根拠ではないが、一つの根拠となり得ると考えられる。君塚正臣「憲法 14 条『信条』による差別・再考—自由であるべきとされる『思想及び良心』との峻別は可能か」横浜法学 27 卷 3 号 111 頁、126-127 頁 (2019) 参照。
- 97) 村岡啓一「判批」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選』〔第9版〕118 頁、119 頁 (2011)。
- 98) 村岡啓一「被疑者・被告人と弁護人の関係①」季刊刑事弁護 22 号 23 頁、28 頁 (2000)。
- 99) 岡=神山前掲註 90) 文献 48 頁。
- 100) 同上 49 頁。
- 101) 上田國廣「被疑者・被告人と弁護人の関係②」季刊刑事弁護 22 号 31 頁、37 頁 (2000)。
- 102) 荒木ほか前掲註 80) 文献 13 頁 [荒木]。

- 103) 国選弁護士が司法修習修了間もない弁護士に担われており、その「誠実義務」の対価が乏しいものの、弁護士という職業が被害者からも信用が厚いことを窺わせるところを、杉野修平「国選弁護人の誠実義務」判例タイムズ412号52頁(1980)はよく伝えている。
- 104) 田中前掲註89) 評釈334-335頁。
- 105) 渥美東洋『全訂刑事訴訟法』〔第2版〕303頁(有斐閣、2009)。
- 106) テレビドラマ・銀河テレビ小説「冬の祝婚歌」(1980年2月2日-29日、NHK総合)では、大富豪の八鳥家の放蕩息子の玉の輿に乗ったショードンサーに、義父である大富豪を殺した疑いがかかった。八鳥家は彼女の弁護士として八鳥家の顧問弁護士を付けるが、一審では死刑判決が下る。弁護人を交代させると、二審段階で事態は急変し、冤罪が明らかになる。架空の話ながら、顧問弁護士は被告人からすると最悪条件の弁護士だったのである。原作は小泉喜美子『弁護側の証人』(文藝春秋新社、1963)。
- 107) 木佐茂男ほか編『テキストブック現代司法』〔第6版〕176頁(日本評論社、2015)[木佐]。
- 108) 田宮前掲註84) 書30頁。
- 109) 辻本典央「判批」刑事法ジャーナル5号139頁、147頁(2006)。
- 110) 金子前掲註82) 評釈227頁。
- 111) 田中前掲註89) 評釈336頁。
- 112) 石井前掲註85) 文献31頁。
- 113) 最判昭和36年3月30日刑集15巻3号688頁。本件評釈には、山崎清「判批」警察研究34巻11号97頁(1963)、栗田正「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇昭和36年度』94頁(法曹会、1961)などがある。
- 114) 田宮前掲註84) 書36頁など参照。
- 115) 田中前掲註89) 評釈329頁参照。
- 116) 東京高判昭和60年6月20日高刑集38巻2号99頁。
- 117) 仙台高判平成5年4月26日判タ828号284頁。本件評釈には、長岡哲次「判批」判例タイムズ884号40頁(1995)などがある。
- 118) 東京高判平成23年4月12日判タ1399号375頁。本件評釈には、穴澤太市「判批」研修757号79頁(2011)、村岡啓一「判批」刑事法ジャーナル35号152頁(2013)、辻本典央「判批」新・判例解説watch16号189頁(2015)などがある。
- 119) 大阪高判昭和61年1月30日判時1189号134頁。
- 120) 田中前掲註89) 評釈330頁など参照。

被告が無罪を主張している死刑宣告事件で、公選弁護人が有罪前提の弁護をすることは修正6条違反か

- 121) 最決平成17年11月29日刑集59巻9号1847頁。本件評釈には、佐藤博史「判批」ジュリスト臨時増刊1313号『平成17年度重要判例解説』204頁(2006)、徳永光「判批」法学セミナー614号126頁(2006)、岡本章「判批」研修「判批」701号25頁(2006)、高田昭正「判批」季刊刑事弁護50号62頁(2007)、同「判批」法律時報79巻7号128頁(2007)、上田信太郎「判批」受験新報662号20頁(2006)、芦澤政治「判批」ジュリスト1338号196頁(2007)〔以下、芦澤前掲註121) I評釈、と引用]、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例5(平成15年-平成17年)』425頁(2007)、同「判批」法曹時報59巻8号308頁(2007)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇平成17年度』640頁(法曹会、2008)、清水真「判批」独協ロー・ジャーナル2号43頁(2007)、三和結佳「判批」名城法学論集35号45頁(2008)、堀田周吾「判批」駿河台法学21巻2号105頁(2008)、秋田真志「判批」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選』〔第10版〕122頁(2017)、金子前掲註82)評釈、田中前掲註89)評釈、村岡前掲註97)評釈、辻本前掲註109)評釈などがある。
- 122) 宇都宮地判平成16年3月16日刑集59巻9号1855頁。残る3人の共犯者にはそれぞれ懲役14年、18年、無期懲役の判決が下り、確定している。
- 123) 東京高判平成16年9月22日刑集59巻9号1881頁。
- 124) 秋田前掲註121)評釈123頁。
- 125) 金子前掲註82)評釈227-228頁。
- 126) 芦澤前掲註121) I評釈199頁。
- 127) 4・28沖繩デー新橋駅事件=最判昭和54年7月24日刑集33巻5号416頁。本件評釈には、河上和雄「判批」法律のひろば32巻10号59頁(1979)、はやし・しうぞう「判批」時の法令1047号57頁(1979)、高木俊夫「判批」ジュリスト707号224頁(1980)、同「判批」法曹時報33巻4号257頁(1981)、同「判批」裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇昭和54年度』201頁(法曹会、1983)、椎橋隆幸「判批」ジュリスト臨時増刊718号『昭和54年度重要判例解説』230頁(1980)、山中俊夫「判批」別冊判例タイムズ7号『刑事訴訟法の理論と実務』260頁(1980)、山本正樹「判批」Law School16号73頁(1980)、堀江信之「判批」研修449号127頁(1985)、渥美東洋「判批」平野龍一ほか編『刑事訴訟法判例百選』〔第5版〕122頁(1986)、松尾浩也「判批」警察研究57巻12号66頁(1986)、山野一美「判批」芦部信喜=高橋和之編『憲法判例百選I』〔第2版〕234頁(1988)、刑事判例研究会「判批」捜査研究465号129頁(1990)、木本強「判批」松尾浩也=井上正仁編『刑事訴訟法判例百選』〔第6版〕108頁(1992)、西川克行「判批」研修587号63頁(1997)、石井吉一「判批」松尾浩也=井上正仁編『刑事訴訟法判例百選』〔第7版〕118頁(1998)、久岡康成「判批」井上正仁編『刑事訴訟法判例百選』〔第8版〕120頁(2005)、川出敏裕「判批」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選』〔第9版〕

234頁(2011)、「判批」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選』〔第10版〕246頁(2017)などがある。このほか、松本一郎「『国選弁護人選任拒否事件』最高裁判決の意味と問題点—いわゆる弁護人抜き裁判の合憲判決をめぐって」ジュリスト701号55頁(1979)、山本正樹「弁護人抜き裁判論について」近畿大学法学26巻3号61頁(1979)なども参照。

- 128) 最近、再審事件が目立つ。2019年3月18日最高裁決定により、2003年5月の入院患者殺害事件として懲役12年の刑期を終えた元看護助手の再審開始が確定している。朝日新聞2019年3月19日夕刊1面。同月28日熊本地裁判決により、1985年1月発生<sup>まつばせ</sup>のいわゆる松橋事件の再審で、被告男性は殺人罪について無罪となり、確定した。同28日夕刊1面。

〔付記〕本研究は2019年3月16日に学習院大学東2号館8階会議室で行われた合衆国最高裁判所判例研究会(紙谷雅子会長)での報告を纏めたものである。研究会当日は、津村政孝先生ほか、多くの会員から貴重なコメントを頂いた。深く御礼申し上げたい。なお、本稿は、平成30年度-令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号18K01243)による研究成果の一部である。また、本稿提出後に、本判決の評釈である、中村真利子「米判批」比較法雑誌53巻1号159頁(2019)に触れた。加えて、横浜国際社会科学研究所は、残念ながら、2018年度掲載分からは、学外からは、電磁媒体としての閲覧しかできなくなった。2019年度上半期刊行の24巻1号1頁の論説「高等学校新科目『公共』と法教育に関する覚書—入試科目としての対応も含めて」及び2号1頁の論説「憲法学界における刑事訴訟法の取扱い」については、基本的には、横浜国立大学学術情報リポジトリ [https://ynu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=407&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&page\\_id=59&block\\_id=74](https://ynu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=407&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&page_id=59&block_id=74) から参照されたい。

(2019年4月1日脱稿)